

# 大分県報

令和五年  
第四六五号  
十二月一日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 指定予定保安林(六件)……………一  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………三  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三  
大分都市計画道路の変更案の縦覧……………六

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………六

### 監査公表

- 監査結果に関する公表(定期監査)……………七  
監査結果に関する公表(臨時監査)……………一二

## ○告示

### 大分県告示第五百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和五年十二月一日

#### 一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字羽田字竹ノ林四一六八番、四一八〇番、四一八一番、四一八七番、四一八九番

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和五年十二月一日

#### 番、四一九〇番

### 二 指定の目的 水源の涵養

### 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 大分県告示第五百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和五年十二月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字堂尾字山犬一〇九〇番一

### 二 指定の目的 水源の涵養

### 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

大分県報(告示)

西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十二月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字本神崎字平保原一七二八番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十二月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字羽田字一ノ坂三六四八番、字北向三八九七番、三九〇〇番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十一号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十二月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町槻木字峠下二七四八番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十二月一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
立平谷	杵築市 大田杵	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり		（「別図」は、省略し、別府土木事務所 に備え置いて縦覧に 供する。）
生桑中	杵築市 大字八	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
野添北	杵築市 大字八	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
野添(B)	杵築市 大字八	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
横城川	杵築市 大字横城及び 大字奈多	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
守江川	杵築市 大字守江	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
丸尾	杵築市 大字大内	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
山迫	杵築市 大字鴨川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
尾上東	杵築市 大字船部	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
西船部	杵築市 大字船部	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
② 上杵掛	杵築市 大田杵	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
① 白木原	杵築市 大田白木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
小野⑫	杵築市 大田小野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
小野⑪	杵築市 大田小野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
上村②	杵築市 大字大平	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
② 大平	杵築市 大字大平	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		
② 西船部	杵築市 大字船部	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり		

③ 東俣水	② 西俣水	② 東俣水	② 北俣水	① 北俣水	釜口⑤	釜口④	石丸②	② 上香掛	
水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	多 大田波	多 大田波	丸 大田石	掛 大田香	掛
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
小武⑨	小武⑧	小武⑦	⑤ 南俣水	④ 南俣水	③ 南俣水	② 南俣水	④ 西俣水	③ 西俣水	
武 大字小	武 大字小	武 大字小	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	水 大田俣	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和五年十二月一日

大分県報 (告示)

志高湖	別府市 大字別府	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
石城川 ②	別府市 東山二区及び枝郷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
石城川 ③	別府市 東山二区及び枝郷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
枝郷川 ①	別府市 枝郷及び内成	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
河内川 ②	別府市 大字、脇浜、脇2丁、脇3丁、目、柳、目、河内、の、田及び浦田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
野口原 ①	別府市 野口原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
照川 ①	速見郡 日出町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
神	大字大	災害特別警戒区域	壊	と	と

大分県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。  
 なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。  
 令和五年十二月一日  
 大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類  
 大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項  
 大分都市計画道路中三・四・二六号駄ノ原細線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・二六号駄ノ原細線	大分市高砂町三三一の一	大分市大字細字土穴	一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）  
 三 都市計画変更の案の縦覧期間  
 令和五年十二月四日から  
 令和五年十二月十八日まで

四 縦覧場所  
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

**○選挙管理委員会告示**

大分県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条の規定による令和五年十一月二十五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四

十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年十二月一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、八一九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二一七、六一九人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市 一三二、〇八三人  
別府市 三一、四四九人  
中津市 一二、五二七人  
日田市 一七、三五二人  
佐伯市 一九、二〇七人  
臼杵市 一〇、四二五人  
津久見市 四、六二五人  
竹田市 五、七五六人  
豊後高田市 六、〇九四人  
杵築市 七、七七七人  
宇佐市 一四、九三六人

豊後大野市 九、六二三人  
由布市 九、三一七人  
国東市・姫島村 八、一三九人  
日出町 七、七八三人  
九重町・玖珠町 六、五六二人

○監査公表

昭和三十四年公報第七一〇号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

大分県監査委員 長谷尾 雅 通  
大分県監査委員 長野 恭 子  
大分県監査委員 古手川 正 治  
大分県監査委員 古村 哲 彦

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準(令和2年大分県監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

1 監査の対象

令和4年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和5年4月21日から8月28日までの期間において実施した。

知事部局	監査対象機関数	88
議会事務局		1
人事委員会事務局		1
労働委員会事務局		1
監査委員事務局		1

企業局	1
病院局	1
教育庁	10
警察本部	30
合計	134

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した134機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり27機関において、13件の指摘事項及び24件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関

監査結果

(知事部局・総務部)	大分県南部振興局	公用車を損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
	大分県豊肥振興局	工事用道路としての土地の使用について、大分県農林水産部用地事務
	大野川上流開発事業事務所	取扱要領によらず口頭承諾のみで行った事例が認められた。 庁舎清掃委託業務について、予定価格の積算にあたり、庁舎管理マニュアル（建築保全業務積算要領）によらず直接人件費等を積算するなど、設計積算が適正でない事例が認められた。 積算を伴う委託について、事業計画書及び収支予算書が提出されていないにもかかわらず、相手方の事業成績報告書のみで実績確認と積算を行った事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)	経営創造・金融課	令和4年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金について、10月に提出された遂行状況報告書では事業計画書の内容を満たしておらず、事業の完了が危ぶまれたにも関わらず、口頭による指導のみで適時・適切な指導等を行わないまま年度末を迎えることになった。3月末になり初めて事業遂行命令書を発出したものの、回答が無い状態のまま実績報告書を受理するなど、極めて不適正な事務の事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	畜産振興課	旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	港湾課	旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
	中津土木事務所	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。 ETCカードの管理について、令和3年度の監査で注意事項とされていたにもかかわらず、本年度の監査において、再びETCカードの保管責任者の指定漏れ等、同様の事例が認められた。
(各種委員会)	議会事務局	公用車の物損事故により、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
(病院局)		



病院局	清掃等業務委託について、予定価格の積算にあたり、業務管理費率及び一般管理費率を庁舎管理マニュアル（平成31年3月改訂版）で示された範囲とすべきところ、誤って改訂前の率を用いたことにより、過小な積算額による入札・契約がなされた事例が認められた。	(知事部局・福祉保健部)	児童措置費負担金償還金について、前年度と比較して、収入未済額が1割以上増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
(警察本部・警務部)		(知事部局・生活環境部)	
総務課	タブレットを損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。	(知事部局・生活環境部)	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行うべきであった事例が認められた。
2 注意事項		人権尊重・部落差別解消推進課	令和4年度に使用予定として予算計上された令和4年度人権啓発に関する横断幕について、年度内に使用予定がないにも関わらず、年度末になり作成した事例が認められた。
監査対象機関	監 査 結 果	(知事部局・商工観光労働部)	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
(知事部局・総務部)		工業振興課	
人事課	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	観光局観光政策課	令和4年度県城版DMOプラットフォーム機能強化事業委託（精算を伴う委託）について、委託業務実施計画書に、予算額に係る内訳や人数、業務内容等を記載した資料がないまま委託契約を行った。さらに、本来、充当すべき職員の人件費でなく、経営管理部職員の人件費全額を計上した委託業務実績報告書に基づき額の確定を行った事例が認められた。
大分県中部振興局	令和5年3月6日に交付決定取消処分を行った補助金3千万円について、補助金返還請求書を同日付で送付したが、年度末時点で未収となっている事例が認められた。	(知事部局・農林水産部)	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	物品の管理について、公用車の鍵を紛失したにもかかわらず、大分県会計規則第21条に定める事故報告書を提出していない事例が認められた。	地域農業振興課	
大分県南部振興局	鳥獣害防止柵設置工事について、施工中の工事と分離して施工すべき工事を追加工事とし、工期末にまとめて3割を超えた変更契約をしていた事例が認められた。	(知事部局・土木建築部)	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分県西部振興局	業務委託契約について、仕様書に業務内容を具体的に記載しておらず、調査報告書に添付すべき書類に不備がある事例が認められた。	佐伯土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	宇佐土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分県北部振興局	行政財産の貸付料（自動販売機の設置）について、「県有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る事務処理要領」に定める納期限までに徴収していない事例が認められた。	(企業局)	
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	企業局	休職者の期末手当について、期末支給割合が誤って計算され、過大支給された事例が認められた。
(知事部局・企画振興部)		(教育庁)	
芸術文化スポーツ振興課	「指定管理施設サービス向上推進事業」により実施した所管施設の修繕業務について、仕様書と異なる施工や、検査の日付が納品の日より前になっているなどの事例が認められた。	教育改革・企画課	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行うべきであった事例が認められた。
	旧香りの森博物館の所蔵品の部外貸付けについて、年1回以上の現品照合等適正な管理を行っていないため、定期監査時において一部の物品（美術品等）が確認できないなど、不適切な物品管理の事例が認められた。	教育人事課	郵便切手の購入について、支出負担行為の起票日が、郵便証紙類受払

		簿に購入として整理されている日の翌日になっている等、整合性のない事例が複数認められた。
(警察本部・刑事部)		
刑事企画課	記者会見用バックボードを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
鑑識課	テレビ会議用カメラを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
3 監査の執行状況		
監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。		
監査対象機関		監 査 実 施 日
(知事部局・総務部)		
知事室	令和5年6月23日、令和5年8月4日	
行政企画課	令和5年6月23日、令和5年8月4日	
県政情報課	令和5年6月22日、令和5年8月4日	
人事課	令和5年6月22日、令和5年8月4日	
財政課	令和5年6月23日、令和5年8月4日	
税務課	令和5年6月22日、令和5年8月4日	
市町村振興課	令和5年6月22日、令和5年8月4日	
総務事務センター	令和5年6月23日、令和5年8月4日	
大分県東部振興局	令和5年5月9日から5月11日、 令和5年6月15日	
大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	令和5年5月26日、令和5年6月15日	
大分県中部振興局	令和5年4月26日から4月28日、 令和5年6月20日	
大分県南部振興局	令和5年5月31日から6月2日、 令和5年7月21日	
大分県豊肥振興局	令和5年5月9日から5月11日、 令和5年6月30日	
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和5年5月26日、令和5年6月30日	
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和5年5月9日から5月11日、 令和5年6月6日	
大分県西部振興局	令和5年4月26日から4月28日、 令和5年6月16日	
大分県北部振興局	令和5年4月21日、令和5年6月27日	
別府県税事務所		
大分県税事務所	令和5年4月24日、令和5年6月20日	
日田県税事務所	令和5年4月21日、令和5年6月6日	
中津県税事務所	令和5年4月21日、令和5年6月29日	
(知事部局・企画振興部)		
政策企画課	令和5年7月13日、令和5年8月8日	
おおいた創生推進課	令和5年7月12日、令和5年8月2日	
国際政策課	令和5年7月18日、令和5年8月2日	
芸術文化スポーツ振興課	令和5年7月13日、令和5年8月2日	
広報広聴課	令和5年7月18日、令和5年8月2日	
統計調査課	令和5年7月18日、令和5年8月2日	
交通政策課	令和5年7月12日、令和5年8月2日	
(知事部局・福祉保健部)		
福祉保健企画課	令和5年6月26日、令和5年7月31日	
医療政策課	令和5年6月26日、令和5年7月31日	
健康づくり支援課	令和5年6月23日、令和5年7月31日	
感染症対策課	令和5年6月23日、令和5年7月31日	
国保医療課	令和5年6月27日、令和5年7月31日	
こども未来課	令和5年6月30日、令和5年7月31日	
こども・家庭支援課	令和5年6月29日、令和5年7月31日	
(知事部局・生活環境部)		
生活環境企画課	令和5年6月13日、令和5年7月3日	
うつくし作戦推進課	令和5年6月14日、令和5年7月3日	
県民生活・男女共同参画課	令和5年6月13日、令和5年7月3日	
私学振興・青少年課	令和5年6月15日、令和5年7月3日	
食品・生活衛生課	令和5年6月14日、令和5年7月3日	
環境保全課	令和5年6月15日、令和5年7月3日	
循環社会推進課	令和5年6月14日、令和5年7月3日	
人権尊重・部落差別解消推進課	令和5年6月13日、令和5年7月3日	
防災局防災対策企画課	令和5年6月15日	
消費生活・男女共同参画プラザ	令和5年6月13日、令和5年7月3日	
(知事部局・商工観光労働部)		
商工観光労働企画課	令和5年6月16日、令和5年7月4日	
経営創造・金融課	令和5年6月16日、令和5年7月4日	

工業振興課	令和5年6月21日、令和5年7月4日	建築住宅課	令和5年7月11日、令和5年8月7日
DX推進課	令和5年6月16日、令和5年7月4日	施設整備課	令和5年7月11日、令和5年8月7日
先端技術挑戦課	令和5年6月16日、令和5年7月4日	国東土木事務所	令和5年5月29日から5月30日、 令和5年6月15日
商業・サービス業振興課	令和5年6月19日、令和5年7月4日	別府土木事務所	令和5年6月6日から6月7日、 令和5年6月27日
企業立地推進課	令和5年6月19日、令和5年7月4日	佐伯土木事務所	令和5年6月1日から6月2日、 令和5年7月21日
雇用労働政策課	令和5年6月19日、令和5年7月4日	竹田土木事務所	令和5年6月12日から6月13日、 令和5年6月30日
観光局観光政策課	令和5年6月20日、令和5年7月4日	中津土木事務所	令和5年6月7日から6月8日、 令和5年6月29日
(知事部局・農林水産部)		宇佐土木事務所	令和5年5月30日から5月31日、 令和5年6月16日
農林水産企画課	令和5年7月20日、令和5年8月8日	(知事部局・会計管理局)	
団体指導・金融課	令和5年7月20日、令和5年8月8日	会計課	令和5年7月25日
地域農業振興課	令和5年7月26日、令和5年8月8日	用度管財課	令和5年7月25日
新規就業・経営体支援課	令和5年7月19日、令和5年8月8日	(各種委員会)	
水田畑地化・集落営農課	令和5年7月21日、令和5年8月8日	議事事務局	令和5年6月21日
おおいたプラント推進課	令和5年7月20日、令和5年8月28日	人事委員会事務局	令和5年7月28日
園芸振興課	令和5年7月20日、令和5年8月24日	労働委員会事務局	令和5年7月13日
畜産振興課	令和5年7月21日、令和5年8月21日	監査委員事務局	令和5年7月27日
農村整備計画課	令和5年7月20日、令和5年8月24日	(企業局)	
林務管理課	令和5年7月19日、令和5年8月24日	企業局	令和5年6月2日、令和5年6月5日から 6月6日、令和5年6月20日
森林保全課	令和5年7月21日、令和5年8月21日	(病院局)	
漁業管理課	令和5年7月19日、令和5年8月24日	病院局	令和5年5月30日から6月1日、 令和5年6月20日
水産振興課	令和5年7月19日、令和5年8月24日	(教育庁)	
漁港漁村整備課	令和5年7月24日、令和5年8月21日	教育改革・企画課	令和5年7月3日、令和5年8月3日
(知事部局・土木建築部)		教育人事課	令和5年6月30日、令和5年8月3日
土木建築企画課	令和5年7月11日、令和5年8月8日	福利課	令和5年6月29日、令和5年8月3日
建設政策課	令和5年7月12日、令和5年8月7日	学校安全・安心支援課	令和5年7月4日、令和5年8月3日
用地対策課	令和5年7月12日、令和5年8月7日	特別支援教育課	令和5年6月30日、令和5年8月3日
道路建設課	令和5年7月6日、令和5年8月8日	高校教育課	令和5年7月3日、令和5年8月3日
道路保全課	令和5年7月6日、令和5年8月7日		
河川課	令和5年7月6日、令和5年8月7日		
港湾課	令和5年7月7日、令和5年8月7日		
砂防課	令和5年7月7日、令和5年8月7日		
都市・まちづくり推進課	令和5年7月7日、令和5年8月7日		
公園・生活排水課	令和5年7月4日、令和5年8月7日		

令和五年十二月一日

大分県報（監査公表）

11

社会教育課	令和5年7月3日、令和5年8月3日
人権教育・部落差別解消推進課	令和5年6月29日、令和5年8月3日
文化課	令和5年6月26日、令和5年8月3日
体育保健課	令和5年6月27日、令和5年8月3日
（警察本部・警務部）	
総務課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
広報課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
会計課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
施設整備課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
警務課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
厚生課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
監察課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
留置管理課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
情報管理課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
（警察本部・生活安全部）	
生活安全企画課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
地域課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
人身安全・少年課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
保安課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
サイバー犯罪対策課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
（警察本部・刑事部）	
刑事企画課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
捜査第一課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
捜査第二課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
組織犯罪対策課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
鑑識課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
科学捜査研究所	令和5年7月26日、令和5年8月24日
（警察本部・交通部）	
交通企画課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
交通指導課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
交通規制課	令和5年7月26日、令和5年8月24日
運転免許課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
交通機動隊	令和5年7月25日、令和5年8月24日

高速道路交通安全課	令和5年7月27日、令和5年8月24日
（警察本部・警備部）	
警備企画課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
外事課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
警備運用課	令和5年7月25日、令和5年8月24日
機動隊	令和5年7月25日、令和5年8月24日

**監査委員公表第711号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

大分県監査委員	長谷尾雅通
大分県監査委員	長野恭子
大分県監査委員	古手川正治
大分県監査委員	吉村哲彦

**第1 監査の概要**

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

**1 監査の対象**

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

**2 監査の実施**

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和5年4月11日から6月9日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	7
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	22

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

**3 監査の主眼**

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した22機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項及び1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監査結果
(教育庁及び教育機関) 中津北高等学校	物品の購入契約等について、本来、支出負担行為を行うべき時期に事務長も気付かず、年度を超えた出納整理期間中に前年度に日付を遡って支出負担行為を行っている事例が多数あるなど、会計事務に係る内部けん制に著しく適正を欠いている事実が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監査結果
(教育庁及び教育機関) 中津支援学校	庁舎設備の修繕契約について、職員が請求書にゴム印で日付を追記

したことにより、不適法（日付が二重表記）となった書類を支出証拠書類として使用するなど、不適切な経理処理の事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局)	
南部保健所	令和5年4月13日
西部保健所	令和5年4月11日
北部保健所豊後高田保健部	令和5年4月12日
中津児童相談所	令和5年4月14日
観光局観光政策課	令和5年5月16日
大分高等技術専門学校	令和5年6月9日
玖珠土木事務所	令和5年4月11日
(教育庁及び教育機関)	
佐伯教育事務所	令和5年4月13日
香々地青少年の家	令和5年4月12日
大分豊府高等学校	令和5年4月17日
大分工業高等学校	令和5年4月17日
大分西高等学校	令和5年6月9日
情報科学高等学校	令和5年6月6日
久住高原農業高等学校	令和5年4月13日
中津北高等学校	令和5年4月14日
中津東高等学校	令和5年4月17日
宇佐高等学校	令和5年4月14日
中津支援学校	令和5年4月17日
由布支援学校	令和5年6月8日
(警察本部)	
宇佐警察署	令和5年4月14日
日田警察署	令和5年4月11日
佐伯警察署	令和5年6月9日